



第3次京田辺市環境基本計画 <概要版>

(第2次京田辺市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）含む)



令和7（2025）年3月

京田辺市

1 環境基本計画って何？

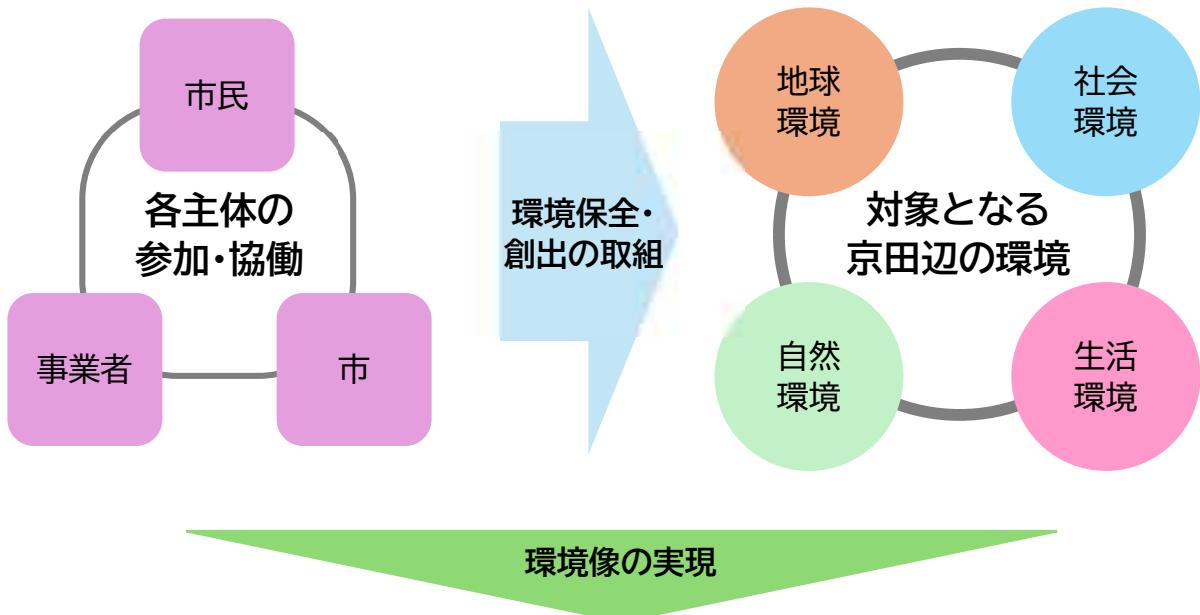
京田辺市環境基本計画は、環境基本法に基づいた、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための環境に関する基本的な計画です。

また本計画は、気候変動と脱炭素を中心とした構成に見直すため、地球温暖化対策の推進に関する法律及び気候変動適応法に基づき、地域全体における温室効果ガスの排出削減を推進するための総合的な計画である「京田辺市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」との一本化を図っています。

1-1. 計画の推進主体と計画の対象範囲は？

本市では、市民・事業者・市の各主体が協働・連携することにより本市の良好な環境の保全と創造し、環境保全活動を推進する「きょうたなべ環境市民パートナーシップ」と環境の保全や創造の取組を進めてきました。

本計画では、これまでの延長線上ではない、新たな行動、活動、仕組みが求められている環境の保全や創造の取組を推進するために、市民、事業者、市の各主体は、それぞれの役割を認識し、すべての主体の参加・協働により環境保全・創出の取組を推進し、本市の環境に関する課題等の解決・改善、目標実現を通して、未来へ引き継いでいくことが重要です。



京田辺市の望ましい環境像

豊かな環境をともに育み、
はぐく

未来に向けたアクションをつなぐまち 京田辺

2 計画を進める 5 つのアクション

「望ましい環境像」の実現に向け、次の 5 つの「基本目標」を設定し、アクションを起こします。

また、基本目標ごとの施策・取組指針を施策体系として整理し、基本目標ごとに指標やめざす姿、施策などを紹介します。



京田辺市の望ましい環境像
豊かな環境をともに はぐく 育み、
未来に向けたアクションを
つなぐまち 京田辺



1 気候変動へのアクション

第2次京田辺市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
～脱炭素社会の実現と気候変動適応を着実に取り組む～

【環境指標】・温室効果ガス排出量

■ 温室効果ガス排出量の削減目標

- 中期（令和12(2030)年度）目標・・・基準年度比-50%（目標排出量：18.5万t-CO₂）
- 長期（令和32(2050)年度）目標・・・温室効果ガス排出量の実質ゼロ

施策 1-1 ライフスタイルの脱炭素化

【令和12（2030）年の暮らしの姿】

- 省エネ対策を推進し、現在（平成25(2013)年度）使っているエネルギーの50%程度での暮らし定着
- 新築住宅や改修した住宅では、太陽光発電が導入され、快適で健康的な暮らし標準化
- 食べ物などは、京田辺市産の食材、近郊の資源を活用する循環型の暮らし定着



図 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス

(出典：環境省 COOL CHOICE 工コ住 <https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice>)

施策 1-2 事業活動の脱炭素化

【令和12（2030）年の仕事の姿】

- 新築ビルや改修したビルでは、使用するエネルギーが再生可能エネルギーで賄われ、快適で健康的な労働環境が標準化
- テレワークなどのデジタル化を通じて、労働環境や通勤場所にとらわれない多様な働き方が定着



図 テレワークの導入

(出典：環境省デコ活 職場や働き方 <https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/>)